

基発第 1001014 号

平成 15 年 10 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

( 公 印 省 略 )

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行に伴う  
短時間労働者対策の推進について」の一部改正について

事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針の一部改正については、「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」の一部改正について(平成 15 年 8 月 25 日付け基発第 0825003 号、職発第 0825003 号、能発第 0825002 号、雇児発第 0825002 号)により通達したところであるが、今般の指針の改正に伴い、下記のとおり平成 5 年 12 月 1 日付け基発第 664 号「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行に伴う短時間労働者対策の推進について」の改正を行い、平成 15 年 10 月 1 日から施行することとしたので、了知の上、取扱いに遺憾なきを期されたい。

記

- 1 前文中「平成 5 年 12 月 1 日付け労働省発婦第 21 号及び同日付け基発第 663 号・婦発第 272 号・職発第 839 号・能発第 280 号により示したところであるが」を「平成 5 年 12 月 1 日付け労働省発婦第 21 号及び同日付け基発第 663 号・婦発第 272 号・職発第 839 号・能発第 280 号(以下「基本通達」という。)により、法第 10 条第 1 項に基づく厚生労働大臣の権限の都道府県労働局長への委任については、平成 12 年 12 月 20 日付け基

発第 760 号・女発第 285 号・職発第 709 号（以下「委任通達」という。）により示したところであるが」に改める。

- 2 記の第 1 中「以下「旧指針」という。」を削る。
- 3 記の第 2 の 3 中「法第 8 条に基づく指針については、平成 5 年 12 月 1 日付けで労働大臣より告示されたところであるが」を「法第 8 条に基づく「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」（平成 5 年労働省告示第 118 号。）（以下「指針」という。）については」に、「第 2 の 1」を「第 3 の 1」に、「(5)のイを除く」を「(5)のイ及び(10)のロを除く」に、「第 2 の 3」を「第 3 の 4」に改め、「職業安定局」の下に「、第 3 の 1 の(10)のロについては雇用均等・児童家庭局」を加え、「なお、」以下を削る。
- 4 記の第 2 の 5 の(1)中「法第 10 条」の下に「第 1 項」を、「厚生労働大臣」の下に「(法第 10 条第 2 項により一部を都道府県労働局長に委任。以下同じ。)」を加える。
- 5 記の第 2 の 5 の(2)中「法第 10 条に基づく報告の徴収、又は助言、指導若しくは勧告を行うよう求められた場合」を「法第 10 条に基づく報告の徴収、又は助言、指導若しくは勧告（以下「助言等」という。）を行うよう求められた場合」に、「本省において法第 10 条に基づく報告の徴収、又は助言、指導若しくは勧告を行うか否かについて検討を行うこととするので、当該事案について本省あて報告すること」を「基本通達の記の 10 及び委任通達の記の 2 に示すところにより、法第 10 条に基づく助言等を行うか否かについて検討を行い、その必要性について慎重に見極めた上で措置すること」に改める。
- 6 記の第 2 の 5 の(3)中「法第 10 条に基づく報告の徴収、又は助言、指導若しくは勧告」を「法第 10 条に基づく厚生労働大臣の助言等」に改める。
- 7 記の第 2 の 6 を削る。

(参考1)

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行に伴う短時間労働者対策の推進について」の一部改正について新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">前文</p> <p>短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号。以下「法」という。)の施行については、平成5年12月1日付け労働省発婦第21号及び同日付け基発第663号・婦発第272号・職発第839号・能発第280号(以下「基本通達」という。)により、法第10条第1項に基づく厚生労働大臣の権限の都道府県労働局長への委任については、平成12年12月20日付け基発第760号・女発第285号・職発第709号(以下「委任通達」という。)により示したところであるが、同法のうち適正な労働条件の確保に関する措置に係る部分については、労働基準局において所掌するものである。労働基準行政における短時間労働者対策の具体的な進め方については、下記のとおりであるので、これに基づきその適正な推進に遺憾なきを期されたい。</p>	<p style="text-align: center;">前文</p> <p>短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号。以下「法」という。)の施行については、平成5年12月1日付け労働省発婦第21号及び同日付け基発第663号・婦発第272号・職発第839号・能発第280号により示したところであるが、同法のうち適正な労働条件の確保に関する措置に係る部分については、労働基準局において所掌するものである。労働基準行政における短時間労働者対策の具体的な進め方については、下記のとおりであるので、これに基づきその適正な推進に遺憾なきを期されたい。</p>
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 基本的考え方</p> <p>短時間労働者の労働条件の確保対策については、従来より、労働基準法等</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 基本的考え方</p> <p>短時間労働者の労働条件の確保対策については、従来より、労働基準法等</p>

関係法令及び「パートタイム労働者の処遇及び労働条件等について考慮すべき事項に関する指針」(平成元年労働省告示第 39 号。平成 5 年労働省告示第 118 号により廃止。)の周知等によりその推進に努めてきたところであるが、短時間労働者の労働条件については、依然として、雇入れ時の労働条件の明示や就業規則の整備等を中心に問題が認められるところである。

(以下 略)

## 第 2 短時間労働者対策の推進

- 3 法第 8 条に基づく指針の周知徹底  
法第 8 条に基づく「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」(平成 5 年労働省告示第 118 号) (以下「指針」という。)については、指針第 3 の 1 ((5)のイ及び(10)のロを除く。) 及び第 3 の 4 のうち、適正な労働条件の確保の観点から行う措置については、労働基準局の所掌となるので、その周知に努めること(第 3 の 1 の (5)のイについては職業安定局、第 3 の 1 の (10)のロについては雇用均等・児童家庭局の所掌となる。)。

[削除]

関係法令及び「パートタイム労働者の処遇及び労働条件等について考慮すべき事項に関する指針」(平成元年労働省告示第 39 号。平成 5 年労働省告示第 118 号により廃止。以下「旧指針」という。)の周知等によりその推進に努めてきたところであるが、短時間労働者の労働条件については、依然として、雇入れ時の労働条件の明示や就業規則の整備等を中心に問題が認められるところである。

(以下 略)

## 第 2 短時間労働者対策の推進

- 3 法第 8 条に基づく指針の周知徹底  
法第 8 条に基づく指針については、平成 5 年 12 月 1 日付けで労働大臣より告示されたところであるが、指針第 2 の 1 ((5)のイを除く。) 及び第 2 の 3 のうち、適正な労働条件の確保の観点から行う措置については、労働基準局の所掌となるので、その周知に努めること(第 2 の 1 の (5)のイについては職業安定局の所掌となる。)。

なお、指針の内容は、適用範囲、就業規則の整備の規定等法の規定に

則して見直しを行った部分を除き基本的に旧指針を踏襲するものである  
ので、その取扱いについても旧指針  
の取扱いを基本的には変更するもの  
ではないこと。

5 法第 10 条に基づく報告の徴収並び  
に助言、指導及び勧告

(1) (中略)

法第 10 条第 1 項において、厚生  
労働大臣（法第 10 条第 2 項により  
一部を都道府県労働局長に委任。  
以下同じ。）は、事業主に対し、短  
時間労働者の雇用管理の改善等を  
図るため必要があると認めるとき  
は、報告を求め、又は助言、指導  
若しくは勧告をすることができる  
ものとされているが、これらは、  
上記努力義務を事業主が果たして  
いない場合に、当該事業主に対し  
て努力をするよう求めるものであ  
ること。

(2) 短時間労働者から、法第 10 条に  
基づく報告の徴収、又は助言、指  
導若しくは勧告（以下「助言等」  
という。）を行うよう求められた場  
合には、当該事案における事実関  
係を確認のうえ、上記努力義務を  
果たしていないと認められる事業  
主に対しては、まず法及び指針の

5 法第 10 条に基づく報告の徴収並び  
に助言、指導及び勧告

(1) (中略)

法第 10 条において、厚生労働大  
臣は、事業主に対し、短時間労働  
者の雇用管理の改善等を図るため  
必要があると認めるときは、報告  
を求め、又は助言、指導若しくは  
勧告をすることができるものとさ  
れているが、これらは、上記努力  
義務を事業主が果たしていない場  
合に、当該事業主に対して努力を  
するよう求めるものであること。

(2) 短時間労働者から、法第 10 条に  
基づく報告の徴収、又は助言、指  
導若しくは勧告を行うよう求めら  
れた場合には、当該事案における  
事実関係を確認のうえ、上記努力  
義務を果たしていないと認められ  
る事業主に対しては、まず法及び  
指針の内容を周知することにより、

内容を周知することにより、当該事業主が努力義務を果たすよう勧奨すること。それにもかかわらず、事業主が努力義務を履行しようとしなない場合には、基本通達の記の10及び委任通達の記の2に示すところにより、法第10条に基づく助言等を行うか否かについて検討を行い、その必要性について慎重に見極めた上で措置すること。

- (3) また、法第10条に基づく厚生労働大臣の助言等を行うに当たっての事業主に対する文書の交付等については、必要に応じて局署を通じて行う場合があること。

[削除]

当該事業主が努力義務を果たすよう勧奨すること。それにもかかわらず、事業主が努力義務を履行しようとしなない場合には、本省において法第10条に基づく報告の徴収、又は助言、指導若しくは勧告を行うか否かについて検討を行うこととするので、当該事案について本省あて報告すること。

- (3) また、法第10条に基づく報告の徴収、又は助言、指導若しくは勧告を行うに当たっての事業主に対する文書の交付等については、必要に応じて局署を通じて行う場合があること。

#### 6 関係行政機関との連携

これらの対策の実施に当たっては、婦人少年室等関係行政機関と啓発指導の進め方等について連絡調整を行うことが有益であるので、十分な連携を図ること。